

白子町最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白子町が発注する工事又は製造の請負（以下「工事等」という。）に係る競争入札を執行する場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）及び白子町財務規則（昭和60年白子町規則第4号）第129条（同規則第140条において準用する場合を含む。）の規定により、最低制限価格を設ける場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「最低制限比較価格」とは、最低制限価格に110分の100を乗じて得た額とする。

2 この要綱において「入札書比較価格」とは、予定価格に110分の100を乗じて得た額とする。

(対象工事等)

第3条 最低制限価格制度の対象となる工事等は、原則として予定価格が130万円以上のものとする。ただし、当該入札に係る契約の履行に関し、特にその必要がないと認められるときは、最低制限価格を設けないことができるものとする。

(最低制限比較価格の決定)

第4条 最低制限比較価格は、入札書比較価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 工事等の性質上、第1項の規定により難しいものについては、同項の規定にかかわらず、最低制限比較価格を入札書比較価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額とすることができる。

(入札参加者への周知)

第5条 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し最低制限価格の設定がされていることを周知するものとする。

(落札者の決定)

第6条 最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和2年9月1日以後に入札の公告又は指名通知を行う入札について適用し、同日前に公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。